

令和8年作成

加美町

ファミリーサポートセンター事業

(手 引 き)



加美町こども家庭課

目 次

1	加美町ファミリーサポートセンター事業とは	1
2	会員になるには	2
3	サポートについて	3~4
4	事前打ち合わせについて	5
5	サポートの留意点	6~7
6	サポートの報酬等について	8~9
7	保険について	10~11
8	講習会について	12
9	事故発生時対応マニュアル	13
10	地震等災害発生対応マニュアル	14~15
	・避難所一覧	
11	ファミサポ事業 Q&A	16
12	ファミサポ補償制度 Q&A	17
13	ファミサポの心得	18

1 加美町ファミリーサポートセンター事業とは

この事業は、地域において「子育てのサポートを受けたい方（利用会員）」と「子育てのサポートをしたい方（協力会員）」が共に会員となり、お互いの信頼関係のもとに、こどもを預け・預かる相互サポート活動（以下「サポート」という。）です。加美町ファミリーサポートセンター事業（以下「センター」という。）はその調整を行います。

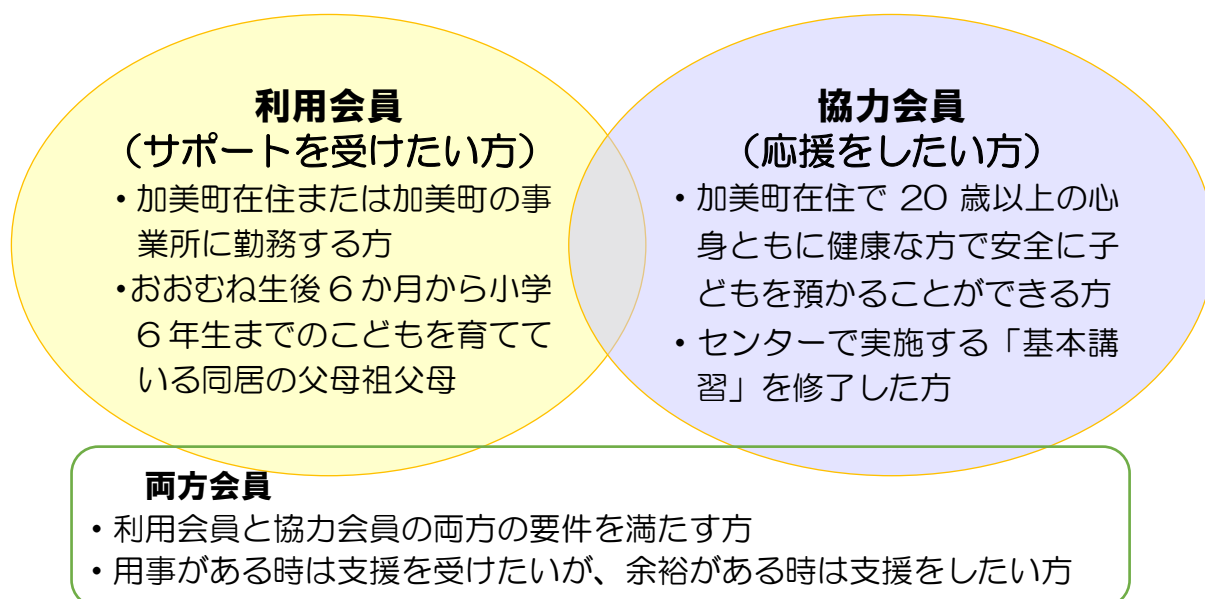
センター	こども家庭課内（☎87-8730）
開設時間等	平日（月曜日～金曜日） 午前9時～午後5
休業日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
事故等の緊急連絡	① 平日 午前8時30分から午後5時15分、 こども家庭課（☎87-8730） ② 休業日と①の時間以外は、加美町役場の守衛 室に電話（☎63-3111）をしてください。 役場から担当へ連絡をもらい、担当から会員 に折り返し連絡をします。
サポート利用 可能時間	午前6時から午後9時まで

事務局（アドバイザーの役割）

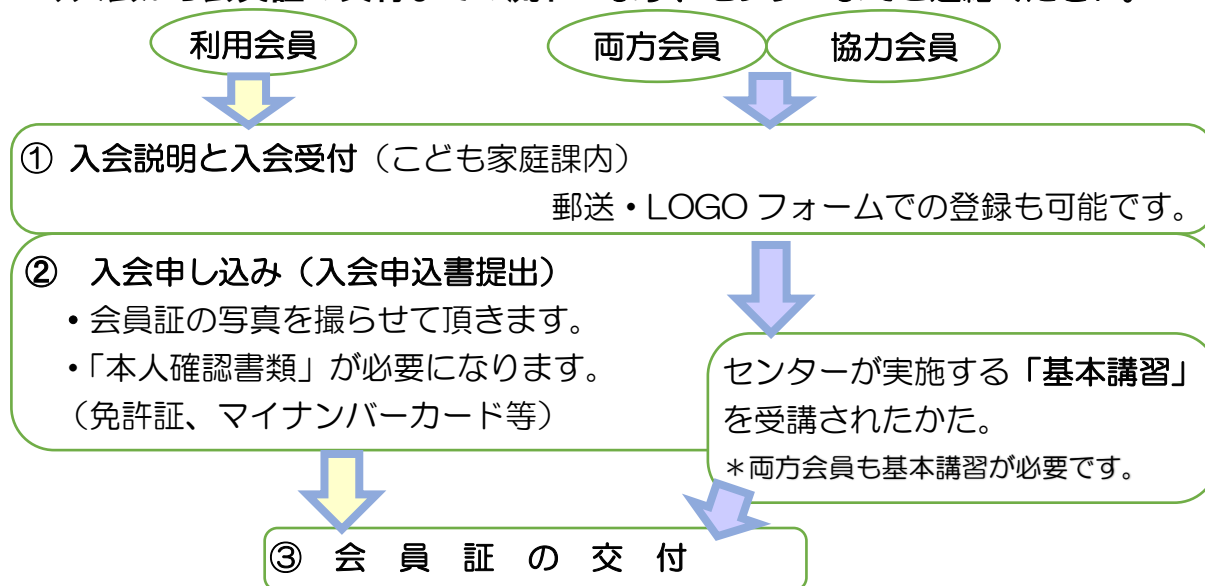
- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ② サポートの調整・把握等
- ③ 会員に対してサポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供する交流会の開催
- ⑤ 子育て支援関連施設・業務との連絡調整

2 会員になるには

1) 会員について（会員になるためには、特別な資格はありません。）



2) 入会から会員証の交付までの流れ…まず、センターまでご連絡ください。



3) 入会時の内容変更・退会について

- ・入会時の内容（住所、電話番号、こどもの状況等）に変更が生じた場合は必ず連絡をお願いします。
- ・小学校卒業等で退会される場合は、退会届に記入し、会員証を返却してください。

3 サポートについて

1) サポート全体の流れ

利用予定がなくても緊急時にそなえて協力会員と事前打ち合わせをしておきましょう。

	 利用会員	 センター	 協力会員
利用申込	① 利用内容が決まったらセンターに利用申込 (日時、内容、頻度、こどものこと等詳しく伝えてください。)	② マッチング…協力会員に、サポート活動の打診電話連絡をします。	内容に承諾が得られたら、マッチング成立です。
マッチング	③ 事前打ち合わせ…詳しくは「事前打ち合わせについて」(P5)をご覧ください。実際にサポートする場所でアドバイザー、利用会員とこども、協力会員で行います。		
事前打ち合わせ	キャンセルする場合は、必ず相手会員及びセンターに連絡してください。	☆キャンセル料が発生する場合も記入してください。	④ サポート…詳しくは「サポートの留意点」(P6)をご覧ください。 ⑤ 「援助活動報告書」に記入 利用会員は内容の確認をします。
サポート	援助活動報告書の内容を確認	活動報告書は、利用会員、協力会員、事務局が各1枚ずつ保管します。	⑦ 援助活動報告書の提出 月単位でまとめ、翌月5日までに提出してください。
援助活動報告書	⑥ 協力会員に報酬の支払い (お釣りのないように用意しましょう。)		
報酬の支払い			
活動報告書提出			

* 利用内容によっては、協力会員が見つからない場合もありますので、ご了承ください。

2)サポートの内容

①サポートができる時間は、

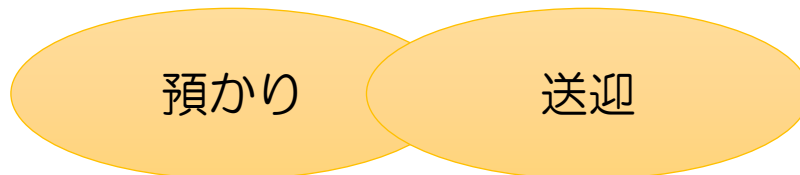
午前 6 時から午後 9 時までです。

(年末年始(12/29～翌年 1/3)は利用できません。)

サポート時間とは

- ・預かる場合…こどもを預けた時から、引き渡した時まで。
- ・施設等へ送る場合…こどもを預かった時から施設等に引き渡した時まで。
- ・施設等から迎える場合…こどもを施設から預かった時から利用会員に引き渡した時まで。

② サポートの内容



- ・保育施設等や小学校等への送迎とその前後の預かり
- ・児童クラブや塾等への送迎と終了後の預かり
- ・利用会員の学校行事等参加時、通院時、冠婚葬祭等のための預かり

*サポートの場所は原則町内です

- ・協力会員の自宅
- ・利用会員の自宅(利用会員在宅時のみ)
- ・会員間の同意を得た場所(児童館、子育て支援センター等)

できないサポート内容

病児や病後児の預かり、宿泊、入浴、家事、兄弟以外の複数人の同時預かり
金品の預かり、災害時や警報がでた場合

③ 預かる人数

- ・原則、こども 1 名に対して、協力会員 1 名です。
- ・兄弟等 2 名以上のこどもを預かる場合は、協力会員の経験とこどもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮してください。

4 事前打ち合わせについて

必ず、おこさん同席で、サポートを行う場所で打ち合わせをしましょう。

1)事前打ち合わせの留意点…確認事項！！

- ・事前打ち合わせは、協力会員の無料の活動となります。30分程度を目安としてください。事前に記入した「事前打ち合わせ票」に基づき、手引きに沿って行いましょう。
- ・ペットを飼っている場合は、種類や飼い方でアレルギー反応を引き起こすことがあるため、必ず伝え合いましょう。
- ・送迎のサポートの際は、必要に応じて利用会員と協力会員と一緒に保育施設等を訪れ、各施設の職員との顔合わせができます。利用会員が保育施設や学校に確認し、できるだけ事前打ち合わせの当日に行いましょう。
- ・キャンセル時の連絡方法について、確認しましょう。
- ・会員は、会員証を携帯し必要がある場合は提示してください。

・条件が合わない場合は、直接お断りせず、アドバイザーにご相談ください。
相手会員へのお断りもアドバイザーがいたします。

2)事前打ち合わせ内容

項 目	内 容（より具体的に話しましょう）
サポート内容	時間、場所、頻度、内容、送迎の有無
こどものこと （具体的に）	好きなこと、苦手なこと、遊び、性格、気になること 安心できること、配慮していること、アレルギーの有無 生活時間、使用する物品（当日の持ち物）
おやつ・食事	原則、利用会員が準備します。 （食事の時間、アレルギー、食べさせ方、保存の仕方）
送 迎	・チャイルドシート等 ・交通手段、経路、交通費
報 酬	報酬の受け渡し方法
連 絡	連絡先と連絡方法の確認
緊急時のために	複数の連絡先（優先順位の確認） 安否を確認方法、避難場所、経路 送迎ルートでの危険箇所

・同一会員同士での2回目以降のサポートは、直接協力会員へ活動申込みとなります。承諾した協力会員は、センターに日時、場所を連絡します。
ただし、活動内容が変わる場合は、再度事前打ち合わせが必要となります。

5 サポートの留意点

1) 利用会員

- ・事前打ち合わせをした内容、時間を守ってください。
- ・サポート中は、協力会員と必ず連絡が取れるようにしてください。
- ・着替えや食事等必要な持ち物は、利用会員が用意します。
- ・こどもの健康状態を確認しましょう。体調が悪い時は、サポートを取り消しましょう。
- ・サポート内容の変更やキャンセルが生じたときは、速やかに相手の会員とセンターに連絡をしてください。
- ・既に依頼予約した場合でも、協力会員やその家族の体調不良（感染症、事故等）や緊急の所用、また急な悪天候により協力会員から急遽キャンセルをお願いする場合があります。その場合は、利用会員、ご家族での対応をお願いします。
- ・支払いは、その都度精算をしましょう。

見知らぬ家に突然預けられると、こどもはとても不安になります。預ける前に、その理由を分かりやすく説明してあげてください。こどもが楽しく、安全に過ごすことを第一に考えてこどもと一緒に事前打ち合わせをし、気になることやしてほしくない事などを話し合い、安心して預けられるようにしましょう。

2) 協力会員・両方会員

- ・サポート活動の場所の安全チェックをしましょう。
 - ・事前打ち合わせで確認した、サポート内容でお預かりしてください。
 - ・当日のこどもの健康状態を確認しましょう。
 - ・おやつ等は、自己判断で食べさせてはいけません。アレルギーなどの事故につながる場合があります。
 - ・必ず会員証を携帯し、必要がある場合には提示してください。
 - ・こどもが怪我や急病の場合は、応急処置をして、かかりつけの病院に連絡や救急車を呼び、併せて利用会員に連絡を取ります。
- *万が一、サポート中にトラブルが起きた場合は、基本的に当事者間で解決していただくことになりますが、速やかにセンターに連絡をしてください。

援助活動を円滑に行うためには、利用会員との信頼関係が何より必要です。自分の子育ての時とは悩みや戸惑いといったものも変わっているかもしれません。何気ない一言で傷つく人もいます。相手の立場に立った支援をすることが大切です。事前によく話し合いましょう。

*安全チェックリスト（協力会員用）

大人にとっては何でもない事でも、こどもにとっては危険な所となり得ます。事前打ち合わせで利用会員のこどもが訪問する前、又はサポート前にチェックリストにそって点検し、常に安全な環境を作りましょう。

	内 容	は い	いいえ
1	タバコ、洗剤などの日用品、はさみ、包丁などの危険な物、電池、指輪など飲み込む恐れのある小物は、こどもの手の届かないところにしました。		もう一度安全について考えましょう。
2	熱いお湯、ポット、鍋、アイロン、ストーブなどやけどの原因となる物はこどもの手が届かないところに置いてある		
3	浴槽や洗濯機の水は抜いてある。		
4	ベランダや窓の側に踏み台となる物はない。		
5	テーブルクロスや家具のカバーなどは引っ張れないようにした。		
6	サポート内容で、各家庭で気になる項目を入れましょう。 （例：睡眠時）		
7	サポート内容で、各家庭で気になる項目を入れましょう。		

～安全なサポート活動をするための小さなポイント～

- ◆乳幼児の発達はめざましいものがあります。つかまり立ち、ハイハイなど前にはできなかったことができるようになり、行動範囲も広がってきます。以前預かったからといって油断せず、事前に必ず発達の状況を確認し、家の中の安全を再点検しましょう。
- ◆こどもが近くにいる時は、ご家族もタバコを吸ったりお酒を飲んだり、熱いものを飲んだりしないようにしましょう。
- ◆階段には、こどもが落ちないような対策をするか、一人で登り降りしないよう事故防止に十分気を付けましょう。
- ◆ドアで、指をはさむことがあります。また、机や家具の鋭い角の部分でケガをすることがあります。気を付けましょう。
- ◆こどもと一緒に道路を歩く時は、手をつなぎ、大人が道路側を歩きましょう。
- ◆送迎時自動車の中に、こどもを一人にしないようにしましょう。
- ◆ストーブやファンヒーターなどの暖房器具を使う際は、こどもが火傷をしないよう十分に気を付けましょう。また、扇風機の使用中は、こどもが指をはさまないよう注意しましょう。

6 サポートの報酬等について

・この活動は、ボランティア精神に基づいたものであり、営利目的の活動ではありません。しかし、協力会員が責任をもって活動するため、また、利用会員が必要以上の気遣いをしないために一定の報酬額の受渡を定めています。

1) 報酬等

	時 間	報酬の基準額 (1 人 1 時間当たり)
平日 (月曜日から金曜日)	午前 6 時から午前 7 時まで	700 円
	午前 7 時から午後 7 時まで	600 円
	午後 7 時から午後 9 時まで	700 円
土曜日、日曜日、祝日	午前 6 時から午後 9 時まで	700 円

- ・最初の 1 時間はそれに満たない場合でも 1 時間とみなします。
その後、30 分未満…1 時間の金額の半額
30 分以上 1 時間未満…1 時間の金額
- ・サポート時間が、報酬額の異なる時間をまたぐ場合はその時刻を含む 1 時間は 700 円として報酬計算を行います。
- ・サポート後、その日のうちに協力会員へ報酬を支払います。ただし、送迎等で利用会員に直接会うことができない場合は、後日支払いができるよう事前打ち合わせで報酬の受け渡しについて確認します。
- ・開始時間に遅れてきた場合やお迎えの時間が早い場合は、実施した時間ではなく予定していた時間の報酬額となります。お迎えの時間が予定より遅れた場合は、実施した活動時間の報酬額となります。

【参考】

給与収入等のある方や公的年金受給中の方は、雑所得等の合計金額が年間 20 万円を超えると確定申告の対象となります。

2) キャンセル料

前日まで連絡	発生しない
開始時刻前まで連絡	半額
開始時刻以降の連絡・無断取り消し	全額

- ・当日実際に使った場合、送迎費も含まれます。
- ・キャンセル料金は、1 週間以内に協力会員へ支払います。

※午前 6 時から午前 7 時までの利用のキャンセルについて

前日午後 9 時までに連絡	発生しない
上記以降の連絡	全額

3)その他

- ・利用会員は報酬のほか、事前打ち合わせに基づいてサポートにかかった経費を協力会員に支払います。

	その他の経費	詳 細
送迎時に係る交通費	協力会員の自家用車を利用した場合	・ 1 kmあたり 40 円（距離数の小数点以下は四捨五入して計算します。） ・ 送迎距離は、協力会員の自宅から目的地、そこから協力会員の自宅までとします。（事前打ち合わせ時にマップ等で距離数やルートを確認して計算します。）
	公共交通機関（バス等）、タクシーの場合	・ 実費（バス代は協力会員の代金を含む）
飲食費	・ 原則として、利用会員が必要な飲食物を用意するため実費はありません。 ・ 相互間の調節は可能とします。 ・ 食物アレルギー等もあるため協力会員の判断だけで食べさせないように気を付けてください。	

*送迎範囲は、原則町内となります。

こどもの年齢によって、チャイルドシート等が必要となります。

*会費等…会員登録料、交流会参加費、講習会受講費等は全て無料です。

ただし、交流会等の開催時、実費分を頂くことがあります。

【算出方法例】

① 預かりと送迎の場合

平日朝 6 時 50 分から預かり学校に 7 時 30 分まで付くように送迎した。協力会員宅から学校までは、片道 3.4 km だった。

	料 金
預かり 40 分	700 円
送迎 7 km×40 円	280 円
合計	980 円
備 考	
預かり：6 時代の 1 時間 $3.4 \text{ km} \times 2 = 6.8 \rightarrow 7 \text{ km}$	

② 習い事等の場合

平日午後 4 時に児童館迎えに行き 4 時 20 分に習い事に送迎した。その後習い事に午後 7 時に迎えに行き利用会員の自宅まで午後 7 時 30 分までに送迎した。総距離は 10.3 km だった。

	料 金
預かり 2 回（600 円 1 回、700 円 1 回）	1300 円
送迎 10 km×40 円	400 円
合計	1700 円
備 考	
預かり：600 円+700 円 $10.3 \text{ km} \rightarrow 10 \text{ km}$	

7 保険について

万が一の事故に備えて、「団体総合補償制度費用保険」「賠償責任保険」「移動サービス専用自動車保険」に加入します。保険料は町が負担します。

1) 団体総合補償制度費用保険

サポート中の協力会員及び利用会員のこどもがケガや特定の疾病を被った場合に補償規程に基づき負担した費用を補償するものです。利用会員は、事前打ち合わせと研修会等時のみ補償されます。

＜補償内容＞

	保 険 金 額	
対象者	協力会員	利用会員・こども・研修会等参加者
死 亡	500 万円	300 万円
後遺障害	最高 500 万円	最高 300 万円
入院日額	3,000 円	3,000 円
手 術	手術の種類に応じて（3万・6万・12万）	
通院日額	2,000 円	2,000 円

【補償例】

- ・サポート中、利用会員のこどもが熱中症で倒れ、通院した場合。
- ・協力会員が送迎のため保育施設に行く途中でケガをした場合。
- ・サポート中、地震で倒れてきたものでケガを入院した場合。

2) 賠償責任保険

協力会員が、サポート中に監督ミスや提供した飲食物等が原因で、利用会員のこどもや第三者（協力会員と同居の家族を除く）に対して怪我をさせたり、物を破損してしまい損害を与えたことにより、協力会員が法律上の賠償責任が生じた場合に負担する法律上の賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償するものです。

＜補償内容＞

事 由	補償限度額
対人・対物（1 事故につき）	2 億円
初期対応費用 見舞金・見舞品	500 万円（下記見舞金・見舞品含） 入院：1 万円通院：5,000 円
訴訟対応費用	1,000 万円
見舞金費用	上限 50,000 円（実費総額の 50%を限度）
免 責	なし

＊（示談交渉サービスはありません。）

【補償例】

- ・サポート中、利用会員のこどもが蹴った小石が第三者の自動車に当たり、修理費を請求された場合。
- ・お見舞金制度：利用会員のこどもが、協力会員の自宅で花瓶を割ってしまった場合。

3)移動サービス専用自動車保険

協力会員が自家用車を用いて、サポート送迎活動中の事故について、協力会員が加入している自動車保険に優先して補償規程に基づき補償するもの。

＜補償内容＞

	補償限度額
対人賠償責任保険	無制限
対物賠償責任保険	無制限
対物超過修理費用補償特約	上限 50 万円
移動サービス事業者向け人身傷害保険特約	上限 3,000 万円
車両搬送・緊急時応急対応費用に関する補償特約	上限 15 万円

- 車両保険については、協力会員でご契約している保険となります。
- 対人賠償責任保険は、自賠責保険等により支払われる金額がある場合は、それを超える金額のみとなります。
- *示談交渉サービスがあります。事故時に、会員が示談交渉をしないでください。

【補償例】

- ・送迎時駐車場にて近くの車にぶつけたしまった場合
自分の車の修理費は対象となりません。
相手方のケガや車の修理に対して補償されます。
利用会員のこどもと協力会員のケガは補償されます。

【参考】

- ・登録時に自家用車利用申請書の提出が必要です。
(毎年の確認事項) 自動車免許証、自動車保険、自賠責保険、車検証等
- ・こどもの年齢によってはチャイルドシート等が必要となります。

***こども家庭課に連絡をせずにサポートをした場合は、
どの保険にも適応とはなりません。**

また適応の場合は、保険の範囲内での補償となります。

8 講習会について

1) 協力会員に必要な講習

安心安全にサポートをするために下記の講習を受講します。

	基本講習	ステップアップ講習
内容	・ファミリーサポートセンターの仕組み ・こどもの心関わり方のポイント ・小児の看護と事故防止	・救急救命講座（AED） ・こどもの遊び ・こどもの安全な送迎 ・児童虐待と社会的養護 ・障がいのあるこどもとの関り等
備考	・受講後、会員証を発行しサポートをすることができます。	・基本講習後1年以内に両方を受講します。

※ステップアップ講習①②受講後、協力会員はフォローアップ研修として、救急救命と虐待防止に関する講習を、5年に1回の受講が義務化されています。スキルを保つためにも積極的に受講をしましょう。

2) その他

- ・利用会員から両方会員に変更する場合、講習会を受講しなければなりません。

*「基本講習」の一部免除対象者

- ① 有資格者（保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、保健師、看護師等）で3年前までその職に就いていた方。
- ② 子育て支援員、児童館支援員の研修を1年以内に受けた方、3年以内に受け実際に働いていた方。
- ③ 他市町村のファミリーサポートセンターの協力会員をしていた方

9 事故発生時対応マニュアル

事 故 発 生

いいえ

救急車の要請は必要ですか？

(けがをしたところ・出血・顔色・意識・呼吸・心肺など)

症状に応じた応急処置をし様子を見る。

外傷・やけど・誤飲・出血などの症状に応じて

・利用会員とセンター

(☎ 87-8730) に連絡をして、通院が必要か相談する。

○休日、時間外の連絡先

(☎ 63-3111)

はい

救急車を呼ぶ (☎ 119) ・応急処置をする。

(状況に応じて、止血、冷却、心肺蘇生等)

【消防署からの質問】

例

- ・火事ですか救急ですか？→「救急です」
- ・場所とこどもの情報は？→「自宅の玄関です。ケガです。頭をぶつけました。」
「子どもの年齢は、3歳の男の子です。出血はしていませんがぶつけた後頭部が腫れています。」
- ・通報した方の名前、住所、電話番号？→「自分の氏名、住所、電話番号を伝える。」
「保護者ではありません。保護者から頼まれて子どもを預かっています。」
- ・救急車到着までこどもから目を離さず、時間計測や変化があった場合は記録します。
- ・協力会員は速やかに利用会員とファミサポ (☎ 87-8730) に連絡をしましょう。

おちついて！
あわてずに！

救急車到着

○救急隊員に、事故発生時からの状況を説明し、病院へ付き添ってください。

(いつ、どこで、どんなふうに、何か食べたり飲んだりしたか

その後どのような応急処置をして、変わったところはあったかなど)

○医師等に、事故発生時からの状況を説明してください。

○医師から、診断結果や指示について説明を聞き、必ずメモを取りましょう。

○利用会員が到着したら、状況と事故の経緯を説明します。

○後日、活動報告書等を作成し速やかに提出してください。

- ・ヒヤリハット報告書は、些細なことでも記入しておくことで、大きな事故や怪我を防ぐきっかけとなります。

○事故やケガ等の緊急連絡について

1 平日 午前8時30分から午後5時15分

→ こども家庭課（☎87-8730）に連絡をしてください。

2 休業日と上記時間以外

→ 加美町役場の守衛室（☎63-3111）に連絡をしてください。

役場から担当へ連絡をもらい、担当から会員に折り返し連絡をします。

加美町役場の守衛室（☎63-3111）に伝えることは・・・

- ① 名前
- ② 内容
- ③ 連絡先

（例）

- ・ファミリーサポートセンター事業の協力会員の 加美 まち子 です。
- ・預かり中のこどもが、ケガをして病院にきています。
- ・連絡先は、090-00000000です。
- ・こども家庭課の職員と連絡を取りたいのでお願いします。

* 事故やケガ等の詳しい状況は、こども家庭課の職員が折り返しの電話にて伺います。

10 地震等災害時発生対応マニュアル

【協力会員】

地震等災害発生

自宅は大丈夫ですか？

はい

身の安全の確保

- 自宅にそのままとどまる。
- 落ち着いたら利用会員、ファミサポに連絡をする。
- 利用会員が迎えに来るまで、こどもを預かり、確実に引き渡す。

いいえ

身の安全の確保

- まず、預かっているこどもの安全を確保し、事前打ち合わせで確認した避難所に避難する。
- 利用会員にこどもの安否並びに避難している場所を連絡する。
- 利用会員に確実にこどもを引き渡す。

【利用会員】

《援助活動前の場合》

- * 利用会員がこどもと安全に避難してください。
- * 送迎等が必要な場合は、施設等に利用会員が迎えに行ってください。
- * 協力会員と連絡を取り合い活動の中止の確認をしましょう。

《援助活動中の場合》

- まず、こどもの安否確認を！
- * 協力会員と連絡を取り、子どもの居場所と安否を確認する。
- そして、自身の身の安全に気を付けながら早めにお迎えに来てください。

サポート活動前に、災害が発生した場合は、原則として活動中止といたします。(キャンセル料は発生しません。)

- * 避難場所は、事前打ち合わせ時に避難場所を確認しておきましょう。
- * 緊急連絡先や職場など、確実に連絡が取れるよう事前に電話番号を知らせておきましょう。
- * 大きな災害で、電話がつながらない場合はNTT[災害伝言ダイヤル171]へ

【避難所一覧】 近くの避難所をチェックしておきましょう！

No	避難所名	指定緊急 避難所	指定避難 所	補助避難 所	洪水	土砂	地震
1	中新田小学校	○	○			○	○
2	中新田中学校	○	○			○	○
3	中新田保育所（所庭）	○				○	○
4	中新田公民館			○			
5	中新田体育館（駐車場）	○				○	○
6	中新田児童館			○			
7	さわくら公園	○				○	○
8	中新田高等学校		○				
9	鳴瀬小学校	○	○			○	○
10	鳴瀬地区公民館			○			
11	中新田交流センター	○		○		○	○
12	タカノフーズ（株）東北工場	○				○	○
13	広原小学校	○	○		○	○	○
14	広原地区公民館			○			
15	上多田川地区体育館	○		○	○		○
16	小野田運動場	○			○	○	○
17	東小野田小学校	○	○		○	○	○
18	鳴峰中学校	○	○		○	○	○
19	鹿原小学校	○	○		○	○	○
20	鹿原地区公民館	○		○	○	○	○
21	西小野田地区公民館	○		○	○	○	○
22	西小野田小学校	○	○		○	○	○
23	小野田保健センター	○		○	○	○	○
24	小野田漆沢地区運動場	○			○	○	○
25	宮崎公民館	○		○	○	○	○
26	宮崎小学校	○	○		○	○	○
27	まちづくりセンター	○		○	○	○	○
28	陶芸の里スポーツ公園	○		○	○	○	○
29	旧宮崎中学校	○	○		○	○	○
30	旭地区地域づくりセンター	○		○	○	○	○
31	旧旭小学校	○	○		○	○	○
32	陶芸の里温泉交流センター			○			
33	賀美石地区公民館	○		○	○	○	○
34	賀美石小学校（運動場）	○	○		○	○	○
35	旧大崎西部家畜市場	○			○	○	○
1	地域包括支援センター	要配慮者 （日常生活に介助を要する高齢者、障がい者、 乳幼児、妊産婦等）					
2	小野田福祉センター						
3	宮崎福祉センター						

11 ファミサポ事業 Q&A

Q1：ファミサポへ依頼をすれば必ず利用できますか？

A1：本事業は、子育てのサポートを受けたい方（利用会員）とサポートをしたい方（協力会員）が共に会員となり、お互いの立場を理解し合って信頼関係を築いた上でサポートを行うことにより成り立ちます。場合によっては、マッチングに繋がらない場合もありますのでご了承ください。

Q2：協力会員の自宅以外でサポートを行うことはできますか？

A2：基本は協力会員の自宅で行います。両会員の同意のもとであれば地域の児童館や子育て支援センター、公園等で過ごすことも可能ですが、安全面には十分に気を付けてください。
利用会員が在宅ワーク中や家事をしている間、協力会員の承諾があれば利用会員の自宅でサポートを行うこともできます。

Q3：病気のこどもを預けることはできますか？

A3：こどもが病気の際は、容態が急変するかの可能性が高いので預けることはできません。また、薬の服用もできないため完治してから預けましょう。

Q4：預かってもらう時間は延長できますか？

A4：協力会員の承諾があればできますが、協力会員の負担になるので時間の延長は極力避けてください。時間に余裕をもった依頼を行いましょう。

Q5：こどもの友達同士を一緒に預かってもらえますか？

A5：原則 1 対 1 で預かります。兄弟以外の複数の預かりはできません。兄弟に関しては協力会員の承諾があれば可能ですが、十分に話あってください。

Q6：サポート中、協力会員が私用で出かけている間に他の家族にみてもらってもいいですか？

A6：サポート中、私用で出かけることは好ましくありません。
また、家族でも会員登録していない方のサポートはファミサポ事業にはなりません。
こどもの安全のためにも、私用は事前に済ませておきましょう。

12 ファミサポ補償制度 Q&A

Q1：利用会員のこどもと近くの公園に遊びに行つてケガをしました。ケガは補償されますか

A1：こどもも協力会員のケガも補償されます。
こどもの預かりの過ごし方については利用会員と良く話し合っておきましょう。また、協力会員の無理のない範囲で遊びましょう。

Q2：ファミサポに連絡をしないで、サポートをしている時に熱中症になりました。

A2：ファミサポに連絡無しの場合補償の対象にはなりません。必ず事前連絡をしてからサポートしてください。
事前連絡があれば、熱中症での通院は対象になります。

Q3：こどもが隣の家の窓を割ってしまいました。賠償請求された場合、補償は適応されますか？

A3：適応されます。
ただし、示談交渉は、保険会社の助言に基づき協力会員が被害者との間で示談交渉を進めていただくことになります。

Q4：事前打ち合わせしていない兄弟が一緒にきて、近くでケガをしたらどうしたらいいですか？

A4：事前打ち合わせをしていない兄弟は、サポートの対象にはなりません。
そのため、近くで遊んでいてケガをしても補償の対象にはなりません。
協力会員から、サポートのお断りをされることもあります。

Q5：こどもの送迎後帰り途中、自家用車を使用し事故に合い、車をぶつけました。保険は適応されますか？

A5：適応されます。
送迎後、自宅に戻るまでが保険の適応となります。途中どこかに寄ってしまうと適応にはなりません。
また、ぶつかった際に壊れたもの（対物）や相手がケガをされた場合（対人）も補償されますが、協力会員の自家用車の修理等は補償されません。

13 ファミリーサポートセンター事業の心得

この事業は、大切なこどもを預け、預かるもので会員同士の信頼関係が非常に重要となってきます。利用会員と協力会員が「良い関係」を築くためには、お互いにマナーを守ることが大切です。

- 相手の会員からの情報は、大切な個人情報です。決して紛失することがないように配慮のうえ管理をし、インターネット上への活動内容及び写真、映像等の掲載については一切いたしません。
- ファミリーサポートセンター事業で知りえた会員及び家族のプライバシーを侵害したり、口外しません。また、退会後も同様とします。
- こどもの受け渡しは、必ず「大人の手から大人の手へ」とします。
- 必ずこども家庭課に連絡後、サポートをします。
- サポート中に生じた事故については当事者間で解決します。ファミリーサポートセンター事業及び町に責任を負わせません。
- ファミリーサポートセンター事業を政治、宗教、営利目的等、この事業の目的以外には利用しません。
- その他、会員としてふさわしくない行動や、虐待や不適切な行為、加美町ファミリーサポートセンター事業の目的に反する行為は行いません。

【協力会員・両方会員】

会員の皆さんやおこさんが安全に、健康に過ごせるように定期健康診断等を受け、自分自身の健康管理に留意して活動しましょう。